

## [AI事業者ガイドライン]

# AI事業者ガイドライン (第1.2版)のポイント

～主要なアップデート及び企業実務での  
活用方法～



大江橋法律事務所 弁護士 /  
ニューヨーク州弁護士  
簗田 由香

▶ PROFILE

yuka.minoda@ohebashi.com

## 第1 はじめに

近時、生成AIをはじめとするAIの業務利用が急速に広がり、企業活動における活用の幅が広がる一方で、法務・コンプライアンス上のリスクへの対応も重要な課題となっています。こうした情勢の下、2024年4月、AIの安全性の確保と信頼性の向上を図りつつイノベーションを促進することを目的として、総務省・経産省により作成・公表されたのが、「AI事業者ガイドライン」です（なお、本稿では、簡便のため、AI事業者ガイドラインを「本ガイドライン」ということがあります）。本ガイドラインは、Living Documentとして位置付けられており、継続的にアップデートされています。

2026年3月31日に公表された最新バージョンであるAI事業者ガイドライン（第1.2版）では、近時の技術動向や実務の進展を踏まえた内容の拡充が図られると共に、「AI事業者ガイドライン活用の手引き（案）」やチャットボット等の支援ツールも検討されるなど、実務における利用可能性が一層高まっています。本稿では、本ガイドライン（第1.2版）について、従前版からの主なアップデート内容を整理した上で、企業実務における活用方法を提示します。

注1 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001064279.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001064279.pdf)

注2 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001064286.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001064286.pdf)

## 第2 AI事業者ガイドラインの 基本構造

まず、AI事業者ガイドライン（第1.2版）におけるアップデートを確認する前提として、同ガイドラインの基本構造を簡単に整理します。

### 1 ガイドラインの全体像

AI事業者ガイドラインは、本編<sup>注1</sup>とその付属資料である別添<sup>注2</sup>により構成されています。

本ガイドライン本編では、まず、必要な用語の定義と（第1部）、AIガバナンスに関して、ステークホルダーからの期待を鑑みつつどのような社会を目指すのかという基本理念（＝「why」）が説明されています（第2部）。その上で、当該基本理念を踏まえ、AIに関しどのような取組みを行うべきかという指針（＝「what」）が、後記<sup>2</sup>に記載するAI開発者、AI提供者及びAI利用者という主体ごとに整理されています（第3部～第5部）。

上記基本理念に基づいて指針を実現するに当たり、実務上の具体的対応例や参考情報等の実践（＝「how」）を示すのが、本ガイドライン別添です。本ガイドライン別添は1～9により構成され、AIシステム・サービスの例及び具体的な活用例、AIガバナンス構築事例、主体別の実践例、契約上の留意点、チェックリスト、海外ガイドラインとの比較等が整理されています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 2 主体区分の考え方

AI事業者ガイドラインの対象者は、AIのバリューチェーンを踏まえ、AIの事業活動を担う主体として、AI開発者、AI提供者及びAI利用者の3つに大別されます。前記1のとおり、AI事業者が行うべき取組みは主体ごとに整理されているため、企業は、自社がいずれの主体区分に該当するかを判断した上で、本ガイドラインの内容を確認する必要があります。また、AIの活用方法によっては同一のAI事業者が複数の主体を兼ねる場合もあるため、企業は、自社がどの主体区分に該当するかを固定的に捉えるのではなく、AI活用の実態に応じて多面的に整理する必要があります。

## 第3 AI事業者ガイドライン(第1.2版)における主要なアップデート及び企業実務での活用方法

### 1 AI技術の動向の反映(AIエージェント、フィジカルAIに関する事項の追記)

今回のアップデートにおける最も重要なポイントの一つが、AIエージェント及びフィジカルAIに関する事項の追記です。AIエージェント及びフィジカルAIの技術発展や社会浸透により、AIリスクの顕在化事例の増加や新たに考慮すべきリスクが現れたことから、用語の定義、関連する便益、リスク、留意事項及びAIシステム・サービスの例が追記されました。

AIエージェントは、「特定の目標を達成するために、環境を感知し自律的に行動するAIシステム」と定義され(本ガイドライン本編第1部)、利用サービスの例として、旅行先提案・予約AIエージェントや、営業・CS支援AIエージェントがあります(本ガイドライン別添1)。複数のシステムと連携しながら、自

律的行動により、調整・分析・意思決定等の業務効率化を図ることのできる点が、AIエージェントの便益として挙げられます(本ガイドライン別添1)。

フィジカルAIは、「センサ等によるセンシングを通じて物理環境の情報を取り込み、AIモデルによる処理を経て、設定された目的を達成するための最適な方策を自律的に推論・判断し、アクチュエータ(駆動系)等を介して物理的な行動へとつなげるシステムであり、サイバー空間での処理に留まらず、現実世界に対して直接的な働きかけ(移動、操作、加工など)を行うことを特徴とするもの」を指します(本ガイドライン本編第1部)。フィジカルAIには、物理環境での自律的行動による、労働力不足の補完、安全性向上、介護・生活支援等の便益があり、例えば、自動運転システムや自律移動ロボットにおける活用が考えられます(本ガイドライン別添1)。

また、AIエージェント及びフィジカルAIについては、自律的行動による人間の意図しない動作、攻撃対象・攻撃手法の増加、複雑機構を持つことによる制御の困難化、悪意のあるコード生成等のリスクがある点も追記されています(本ガイドライン別添1)。このようなリスクを踏まえ、人間の判断を介在させる仕組みの構築や最小権限設定、ハードウェア残存データへの配慮等の点に留意することが必要です(本ガイドライン別添3)。

企業としては、本ガイドラインの示すAIエージェント及びフィジカルAIの便益やサービス例を参照し、新たな商品・サービスの開発、提供又は利用の検討に活かすことができると考えられます。一方で、AIエージェント及びフィジカルAIを開発、提供又は利用するに当たっては、ガイドラインの指摘するリスクに注意し、留意事項を考慮した対応をすることが求められます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 2 AIによるリスクの記載の見直し

今回のアップデートでは、AI事業者がAIによるリスクを把握し適切に対応できるよう、AIによるリスクの記載が整理・拡充されました。具体的には、①リスクベースアプローチに資する内容の追記、②リスクの更新及び③一部リスク(差別的出力)の分類見直しが行われています。

本ガイドラインでは、AIの利用目的・利害関係者、発生し得るリスクの影響の大きさ／発生可能性などを踏まえて対策の優先順位を決定する手法である「リスクベースアプローチ」という考え方が採用されており、AI事業者には、AIの利用類型ごとにリスク評価を実施し、リスクを高・中・低等に整理した上で、段階的な対応レベルを設計することが望まれます。アップデート後の本ガイドラインにおける、AIによるリスクの記載は、AI事業者がリスクベースアプローチを実務に落とし込み、適切な対応を設計するための指針として更に有用です。

### (1) ①リスクベースアプローチに資する内容の追記

本ガイドライン(第1.2版)では、AI事業者におけるリスクベースアプローチについての解像度が高まるよう、リスク評価やリスク分類の手法の参考として、一般社団法人AIガバナンス協会(AIGA)の「AI時代の経営意思決定とガバナンス～攻めのAIガバナンス実現のための戦略レポート～」[注3](#)及びEU AI Actの補助資料「Artificial Intelligence Act Annex III: High-Risk AI Systems Referred to in Article 6(2)」[注4](#)が追記されました(本ガイドライン別添2)。

**注3** [https://cdn.prod.website-files.com/66e98b87b115812d1af8fc1c/69285da091ec71dde1ae3c71\\_management-strategy-report-ver1.0.pdf](https://cdn.prod.website-files.com/66e98b87b115812d1af8fc1c/69285da091ec71dde1ae3c71_management-strategy-report-ver1.0.pdf)

**注4** <https://artificialintelligenceact.eu/annex/3/>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

### (2) ②リスクの更新

AIによるリスクも、最近の動向を踏まえて更新されており、AIシステムへの攻撃例、マルチモーダルな生成AIやカメラ、音声認識活用時のプライバシー権の侵害リスク、ハルシネーションによりメリットも生じ得ること、教育分野のAI活用におけるリスク、金銭的損失の被害者となり得るリスク、資格等の侵害リスク等に関するアップデートが行われました(本ガイドライン別添1)。

### (3) ③一部リスク(差別的出力)の分類見直し

AIによるリスクの一類型である「差別的出力」は、技術的リスク(=主にAIシステム特有のリスク)のうち出力段階のリスクに分類されていましたが、リスクに該当するかどうか、技術的特性のみで決まるのではなく、法的・倫理的評価に基づいて決まるとの考えの下、社会的リスク(=既存のリスクがAIにおいても発生又はAIによって増幅するもの)の一種である倫理・法に関するリスクに再分類されました。上記の内容を含む、AIによるリスクの分類の詳細については、表1「AIによるリスク例の体系的な分類案」をご参照ください。

表1: AIによるリスク例の体系的な分類案

大分類	中分類	リスク例
技術的リスク (=主にAIシステム特有のもの)	学習及び入力段階のリスク	データ汚染攻撃等のAIシステムへの攻撃
	出力段階のリスク	バイアスのある出力、 差別的出力、 一貫性のない出力等 ハルシネーション等による誤った出力
	事後対応段階のリスク	ブラックボックス化、 判断に関する説明の不足
社会的リスク (=既存のリスクがAIにおいても発生又はAIによって増幅するもの)	倫理・法に関するリスク	個人情報の不適切な取扱い等
		生命等に関わる事故の発生 差別的出力トリアージにおける差別

大分類	中分類	リスク例
社会的リスク (=既存のリスクがAIにおいても発生又はAIによって増幅するもの)	倫理・法に関するリスク	過度な依存
		悪用
	経済活動に関するリスク	知的財産権等の侵害
		金銭的損失
		機密情報の流出
		労働者の失業
		データや利益の集中
		資格等の侵害
	情報空間に関するリスク	偽・誤情報等の流通・拡散
		民主主義への悪影響
		フィルターバブル及びエコーチェンバー現象
		多様性・包摂性の喪失
		バイアス等の再生成
環境に関するリスク	エネルギー使用量及び環境の負荷	

(「AI事業者ガイドライン(第1.2版)別添※第1.1版からの見え消し版」26頁から抜粋)

### 3 主体区分の整理

AI事業者ガイドライン(第1.2版)では、各主体区分の役割に関し、①AI開発者の定義の補足、②「一般的なAI活用の流れにおける主体の対応」の見直し及び③主体ごとの役割の見直しも行われています。前記第2の2のとおり、企業は、本ガイドラインの活用にあたり、自社がいずれの主体区分に該当するかを判断する必要がありますが、上記アップデートは当該判断に資するものといえます。

#### (1) ①AI開発者の定義の補足

AI開発者については、AIシステムの構築の全てを担うわけではない旨と、ファインチューニング等、AIモデル開発後のモデル調整(事後学習)を役割として担う旨を補足する目的で、次の下線部のとおり定義が修正されました(本ガイドライン本編第1部)。

#### AI 開発者 (AI Developer)

AIシステムを開発する事業者(AIを研究開発する事業者を含む)。

AIモデル・アルゴリズムの開発、データ収集(購入を含む)、前処理、AIモデル学習及び検証を通してAIモデル、AIモデルのシステム基盤、入出力機能等を含むAIシステムを構築する役割を担う(※)。

また、AIモデル・システムの開発及び実運用後も、特定領域におけるドメイン知識の拡充や環境の変化への対応、さらに人間の意図や価値観に沿った行動を実現するための調整(アライメント)を目的とした事後学習(Post Training)を通じて、AIモデルの性能を維持・改善することも役割として担う。

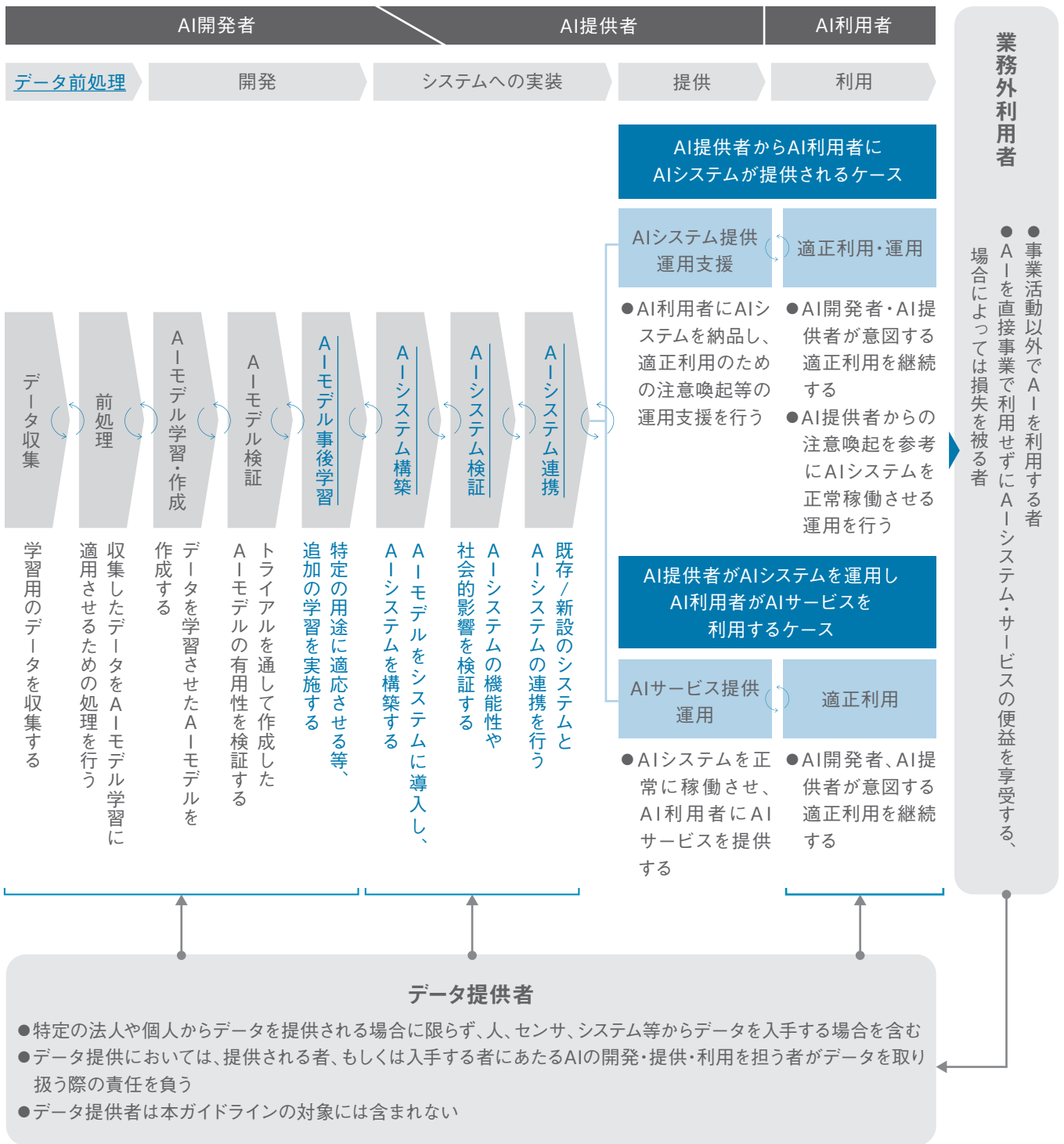
※一般的には、AI開発者はAPI仕様策定や入出力設計、AIモデルを動作させるためのインフラ整備を担い、AI提供者はUI/UX設計や既存業務システムとの統合等を担う。よって、AIシステムの構築の全てをAI開発者が担うと整理されているわけではない。また、実際には多様なケースが存在するため、これらに限定されるものではない。

#### (2) ②「一般的なAI活用の流れにおける主体の対応」の見直し

「一般的なAI活用の流れにおける主体の対応」(次頁図)について、「AIモデル事後学習」が明記され、また、「データ前処理」や「システムへの実装」の流れが整理されました(本ガイドライン別添1)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

図:一般的なAI活用の流れにおける主体の対応



(「AI事業者ガイドライン(第1.2版)別添※第1.1版からの見え消し版」9頁から抜粋)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

### (3) ③主体ごとの役割の見直し

主体ごとの役割は、以下のとおり見直しが行われています。

- 同一のAI事業者がファインチューニングを行い、AIシステムの提供を行う場合、AI開発者とAI提供者の区分を兼ねるものと整理(本ガイドライン別添1)
- コード生成AI等の支援を受けてAIシステムを提供した場合、AI利用者とAI提供者の区分を兼ねるものと整理(本ガイドライン別添1)
- APIの仕様定義等はAI開発者が担い、APIの実装処理はAI提供者が担うものと整理
- アライメント(人間の意図や価値観に沿った行動を実現するための調整)やRAG(Retrieval-Augmented Generation: 検索拡張生成)に関するAI開発者とAI提供者の役割の整理と、それに伴う各説明の調整(本ガイドライン本編第1部、別添3、別添4)

学習とは、データを用いてAIモデルのパラメータを決定または改善するプロセスである。場合によって、AIモデルの汎化性能を形成し、パラメータを最適化する事前学習と、必要に応じた継続的なパラメータ調整を行う事後学習(※)の二つのプロセスから構成される。学習には、教師あり学習、教師なし学習、強化学習などの手法が含まれる。学習で用いるデータは、AIモデルの構築・評価に利用する訓練データ、検証データ、テストデータに分けられる。

※事後学習(Post-training)とは、事前学習済みのAIモデルに対して、特定の用途に適応させるために行われる追加の学習プロセスを指す。特定の専門知識の補完や、人間の意図・価値観に沿った応答を制御するアライメントを含み、実務環境の変化やニーズに応じて継続的に実施される。主な手法として、ファインチューニングや、データの追加による再学習などがある。

## 4 特定単語の整理・見直し(「学習」「推論」及び「データ」の定義・表現の見直し)

AI事業者ガイドライン(第1.2版)においては、多義的に捉えられ得る、「学習」及び「推論」との用語並びに「データ」の種類についても、整理や見直しが行われ、より内容が分かりやすくなりました。

まず、「学習」という用語について、多義的に捉えられることから、次のとおり明確な定義が追加されました(本ガイドライン本編第1部)。特に、「AIモデルのパラメータを決定するプロセス」であることが明記されたことにより、パラメータの決定を行わない「In Context-Learning(文脈内学習)」は学習に含まれない、ということが明らかにされています。

また、「推論」という用語については、RAG等によりAI活用時に扱うデータが拡大している点を踏まえ、以下のとおり明確な定義が追加されました(本ガイドライン本編第1部)。

推論とは、学習済みモデルに未知のデータを与え、出力(予測・分類・生成など)を得るプロセスを指す。推論では、ユーザーが入力するプロンプトやセンサからの取得データに加え、RAG等を介して外部知識を補完した情報等が用いられる。これらを統合した推論用データをAIモデルが処理することで、状況や特定の用途に即した回答を導き出す。

さらに、本ガイドライン(第1.2版)では、「データ」について、表2「AIの学習及び利用におけるデータ」が追加され、定義が明らかにされると共に、本ガイドライン中でこれまでに使用されていたデータに関する表現について一般的に用いられるものに見直されました(評価用データ→テストデータ、妥当性

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

確認データ→検証データ、訓練用データ→訓練データ、推論  
or 予測用データ→推論用データ、に変更）(本ガイドライン別  
添1)。

表2:AIの学習及び利用におけるデータ

	プロセス	概要	データ種類	概要	具体例
AIの学習及び利用の流れ	学習 (機械学習)	データを用いて モデルのパラメータ を決定または 改善するプロセス	訓練データ (training data)	モデルのパラメータを最適化するために使用するデータである。学習アルゴリズムはこのデータに基づいて誤差を最小化し、入力と出力の関係を学習する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●内部データ</li> <li>●大規模オープンデータ (CIFAR-10, MNIST等)</li> <li>●利害関係者などのデータ</li> <li>●センサ、システムから収集されたデータ</li> </ul>
			検証データ (validation data)	モデルの学習過程において、訓練データとは別に使用されるデータである。モデルのパラメータの更新には使用されず、主にハイパーパラメータの調整や過学習の検出等、モデルの性能を中間的に評価するために用いられる。	
テストデータ (test data)			モデル学習が完了した後にモデルの最終的な性能を評価するためのデータである。訓練や検証に使われていないため、適切な汎化性能の指標の基となる。		
	推論	学習済みモデルに未知のデータを与え、出力(予測・分類・生成など)を得るプロセス	推論用データ (data for inference)	推論用データとは、学習済みモデルが新しい入力に対して出力を生成する際に利用するデータである。これには、AIモデルが直接処理するユーザーからの指示や運用環境で取得されるデータに加え、文脈付与や精度向上のためにRAG等を通じて参照される内部データベースや外部知識などの追加情報が含まれる。これらを組み合わせることで、AIモデルの応答の正確性と一貫性を高められることが期待される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ユーザーからの入力 (プロンプト、画像、音声)</li> <li>●運用環境で取得されるデータ (センサ取得データ等)</li> <li>●内部情報 (FAQ、ナレッジベース)</li> <li>●外部情報 (Web検索結果、外部API)</li> <li>●コンテキスト情報 (過去の会話履歴、セッション情報)</li> <li>●他モデルの出力 (別のAIモデルが生成したテキストや解析結果)</li> </ul>

(「AI事業者ガイドライン(第1.2版)別添」6頁から抜粋)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 5 ユーザビリティの改善(「AI事業者ガイドライン活用の手引き(案)」)及びチャットボットの検討

AI事業者ガイドラインの活用を支援する資料・ツールとして、①「AI事業者ガイドライン活用の手引き(案)」がリリースされ、また、②チャットボットが用意されました。

### (1) ①AI事業者ガイドライン活用の手引き(案)

「AI事業者ガイドライン活用の手引き(案)」は、同ガイドラインの活用を補助する目的で作成されました。AI事業者ガイドラインを活用する上で前提となる考え方、AIガバナンスの構築時に準備・土台としてはじめに着手すると良いこと、AIガバナンスの実践時のAI事業者ガイドラインの参照の仕方、活用例等が紹介されています。特に、AIガバナンスの構築・実践をこれから始める方々向けに作成されており、役立つツールです。

### (2) ②チャットボット

AI活用における主体や確認したい事項の選択、及びフリーテキスト入力の2つの方法で、AI事業者ガイドラインに関する情報を確認することができる、ルールベースAIチャットボットも用意されています。AI事業者ガイドラインの内容について不明点が生じた場合、まずはチャットボットに相談するという気軽な選択肢が追加され、理解の助けになると考えられます。

## 6 AIガバナンスに関する動向の反映(国内外の最新動向や、企業の取組事例の追記)

AI事業者ガイドライン(第1.2版)では、AIガバナンスに関して、国内外の最新動向や企業の取組事例等、注視すべき最新状況等が追記されました。本稿において、詳細は割愛いたしますが、制度面及び実務レベルでの対応状況の双方について理解を深めることができます。

## 第4 おわりに

AI事業者ガイドライン(第1.2版)は、近時の技術動向や実務の進展を踏まえ、内容の整理・拡充が図られたものであり、企業におけるAI利活用とガバナンスの在り方を検討する上で、有用な指針と位置付けることができます。本稿が、本ガイドライン(第1.2版)の理解や実務への活用を進める上での一助となれば幸いです。

また、AI事業者ガイドラインはLiving Documentとして継続的な見直しが予定されていることから、企業としては、その内容を一時的に参照するに留まらず、今後のアップデート動向を踏まえながら、実務への反映を継続的に検討していくことが重要です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。